

# 日本統治時代の台湾における 近代司法との接触および継承

王 泰升

(訳 松井直之)

## 一 「多源」の下での「異制度」による統治

現在の台湾法<sup>①</sup>は歴史的に多くの源を有するので、そこには多元的な性格が現れている。その一つとして、台湾の人々が日本の統治下で初めて接触した近代的な司法制度を挙げることができる。当時の「台湾の人々」には在日日本人も含まれている。戦後、日本から台湾を接収管理した国民党政権は長きにわたり、単一の中国史観で台湾の歴史を解釈し、非中国政権による統治であった日本統治時代を見過<sup>②</sup>ごし、この時代の歴史を「抗日」の一事だけにねじ曲げてきた。一九九〇年代に至り、台湾が民主化されると、台湾が多民族社会であり、多くの政権による統治を経験して

●●●●●

きたという歴史認識に基づき、台湾を主体とする台湾史のもとで、多様な側面から日本統治時代に発生したあらゆる歴史が考察されるようになった。そこには、近代的な司法制度との接触および戦後への継承が含まれている。これは、戦後、中国大陸から移ってきた政権当局が数十年にわたり議論しなくなかった事実である。おそらく日本人もあり知らない歴史であろう。

まず、以下で論じていく台湾法の「多源のかつ多元的」という概念について簡単に説明する。今日の「台湾」（台湾島、澎湖諸島、金門島、馬祖島から構成される政治的共同体）には、地域によっても、時期によっても、異なる人々が移住してきた。現在の台湾の主な民族である漢民族が台湾に移住する前には、人種・文化的に「南島民族」に

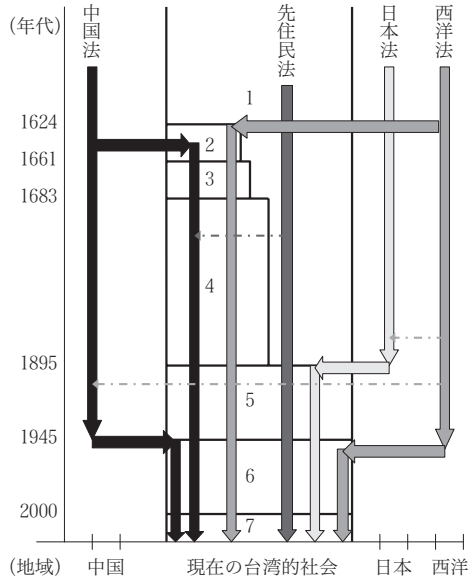


図 多源的かつ多元的な台湾法

説明：1：先住民族自治時代 2：オランダ・スペイン統治時代 3：鄭氏政權時代 4：清朝統治時代 5：日本統治時代 6：国民党統治時代 7：政權交代時代（現在）

属する台湾先住民族が存在し、先住民法を有していた。その後の外来者は、これを「平埔族」と「高山族」に区分した。

漢民族の台湾への移民は、大きく二つの段階に分けることができる。第一段階の漢民族（現在は、「華人」と称する）の移民は、オランダ人が台湾を統治していた一六三〇年代から始まり、鄭氏政權、清朝、日本、中華民国の統治を経てきた現在の福佬人、客家人による移民である。第二段階の漢民族の移民は、第二次世界大戦後の中華民国政府

が台湾を統治し始めるのと同時（一九四五年）に始まる一般に「外省人」と呼ばれる人々による移民である。第一段階の漢民族の移民では伝統的な中国法が導入され、第二段階の漢民族の移民では中華民国の法制度（現在の台湾で施行されている）が導入された。そして一九四九年の年末から、現在の中国（中華人民共和国）に居住する者は、中華民国に政治的に従属することはなくなった。

他方で一九五五年には、第二段階の漢民族の移民と同様に政治的な移民として日本人が台湾に移民してきた。日本人は、最も多いときには台湾の人口の六%を占めた。第二次世界大戦後、日本人は日本に送還されたので、第二段階の漢民族（外省人）は彼らと共同生活をする経験が無かったことから、かえって日中戦争の恨みを持つことになったのである。日本人の移民者が台湾に導入したのは日本法であるが、その法規範の内容は近代西洋から継受したものであった。一六六二年にオランダ人が台湾を離れたのに伴い去っていった西洋人の法規範が、再び台湾にやってきたのである。戦後引き続き台湾で施行された中華民法は、戦前の日本法を真似ることによって近代西洋の法制度を継受したものであり、一九四九年以降の中国で採用された社会主義法制度とは異なるものであった。図に示したように、現在の台湾

法には、先住民法、中国法、日本法、西洋法などの多元的な要素が存在しているのである。<sup>7)</sup>

本稿で議論する日本統治時代とは、一八九五年から一九四五年までの期間である。日本統治時代の台湾には（伝統的な）中国法、（前近代の）西洋法、先住民法、そして（近代的な）西洋法の影響を受けた日本法が存在していたことが分かる。法制史の観点から最も注意すべきことは、西洋から継受した近代的な法律（modern-style law）が、日本法というコートをまとうて台湾に入ってきたということである。現在の台湾法には、「日本的要素」に由来するものが備わっているということもある。<sup>8)</sup>

日本統治時代の台湾は、「植民地統治」と位置付けられるほかに、「異民族統治」と称されている。統治階層と統治される絶対多数の人々の間には、文化的な違いがあったということである。もともと、同様に軽視できないことは、「異制度統治」という事実である。すなわち、日本が持ち込んだ近代西洋の国家体制や近代的な法律は、それ以前の台湾で施行されていた東アジアの朝廷体制や伝統的な中国法、あるいは先住民法と全く異なるということであった。<sup>9)</sup>したがって、日本統治時代の台湾で多数を占めていた漢民族、すでに漢民族化していた平埔族、そして固有の文化を残していた高山族といった先住民族について言えば、異民族と異制度の「二重の文化的衝撃」に直面しなけ

ればならなかったのである。本稿の関心は、「異制度」の一つとされる近代的な司法制度の日本統治下台湾での運用、そして、これと台湾人（在台日本人を含む）との接触によって生じた衝突と調整なのである。<sup>10)</sup>

本稿では、日本統治下の台湾における近代的な司法制度の変遷について詳述することは難しいので、この「異制度」に基づき作成された政府文書を分析することで、一般の人々が新しい法制度と遭遇することになった歴史的状况や、その意義を説明していく。近代的な司法制度に関連する政府文書のうち、早くから人々に知られているのは国史館台湾文献館が所蔵している「台湾総督府檔案」<sup>11)</sup>であり、そして二〇〇〇年から次々に発見され、筆者が整理し命名した、台湾の司法機関が所蔵する「日治法院檔案」<sup>12)</sup>である。これらの史料を通じて、読者は、その内容を知ることができるので、より多くの日本の学者が台湾法に関する研究に携わることになるよう期待している。

## 二 近代的な裁判制度の成立

日本人は、近代西洋に由来し、近代性（modernity）を有する法制度を台湾に導入するために台湾を統治したのではない。一八九五年に日本が清に勝って台湾を割譲したときには、すでに明治維新を通じて近代西洋の国家統治形態

と法律を継受していたので、「日本という征服者の法律」のなかに、近代西洋の司法制度が含まれていただけのことである。これらの近代的な法律・政治制度を植民地台湾で施行するか否かは、征服者としての日本統治当局が決定した。では、日本統治当局が近代的な法律・政治制度を施行するか否か、換言すれば台湾に導入するか否かの理由は何だったのであるうか。現在では、単に植民地主義の観点だけから研究すべきではなく、台湾総督府檔案のなかの多くの史料を含めて検討すべきであろう。

台湾総督府檔案を通じて、関連する法案について法務部長、民政長官から総督に至るまでの官吏の決定過程を観察することができる。しかし、たとえ総督府の官吏の話が本当であったとしても、当時の社会の事実が本当に言うところであったかどうかは、また別のこともかもしれない。発言した官吏は特定の立場、観点あるいは知識から影響を受けていたかもしれないのである。しかし、現在の研究者はまづ官吏がどのように考え、どのように行動したのかを知る必要がある。

一八九六年に作成された「台湾総督府法院条例發布ノ件」<sup>⑬</sup>のなかに、「律令」「勅裁」などの語を見ることが出来る。明治憲法体制のもとで、台湾総督は、台湾地域の立法事項について、法律と同一の効力を有する「律令」と称する命令を公布することができた。この律令制定権は、

憲法に反するか否かをめぐる論争を引き起こしたことがある。律令制度は、台湾総督の多くの悪政の「元凶」であると常に認識されてきた。しかし、この制度により台湾地域の行政首長としての総督が立法権を有することになったのである。ただ、これにより総督が勝手に立法することができたかという点、恐らくそうではなかった。鍵は、律令の公布が天皇の「勅裁」<sup>⑭</sup>を経なければならぬということにあったのである。明治日本の憲法体制によると、天皇が裁可を為す前、手続的にはまず内閣会議での可決を経たうえで、大臣が台湾総督府の提起した律令案の内容を審査することができ、天皇もその諮問機関である枢密院に諮問することができ、更には憲法に規定を持たない国家機関であるが、国政に関わっていた元老も律令案について意見を表明することができた。<sup>⑮</sup>つまり、東京の中央権力機構は、台湾総督府の律令案の最終的な内容を十分左右することができたのである。したがって、台湾総督府が律令の形式で「台湾総督府法院条例」を制定して近代的な裁判所を台湾に導入する際には、この条例の内容と立法理由を内閣の審議に送らなければならなかった。日本の中央政府の支持を得るために、これらの文書には公式の立法上の理由が記載されていたのである。

一八九六年に制定された法院条例によって、近代的な司法制度が台湾で初めて設けられた。第一条は、台湾総督府

法院が「裁判を掌理する」と規定する。したがって、台湾総督は裁判権を有さず、法院を「管理」する司法行政監督権だけを有することになった。第四条には各法院に「判官」を設置すると規定されたので、植民地台湾の裁判官は「判事」とは称されなかった。総督は判官の人事任命権を有していたが、専門の資格を備えることではじめて判官として任命された。第七条は各法院に「検察官」を設置しなければならぬとする。これにより、近代的な司法制度を正式に導入したことが明らかになった。検察官は、フランス革命後の近代法の産物だからである。

ヨーロッパ大陸では、フランス革命の後に検察官という役割が創られた。裁判を原告、被告・被告人、裁判官から構成される三者関係を前提として、そもそも国家と人々が対立すると認識したうえで、刑事訴訟手続上、検察官が原告の役割を果たして公訴を提起し、被告人となる者は弁護士を依頼して、その法律上の利益を守り、中立的な裁判官が法律に基づき、裁判を行うのである。刑事訴訟であろうと民事訴訟であろうと法律に基づき裁判を行うから、裁判官は法律に関する専門的な能力を備えていなければならなかった。しかも、判断する際に法律以外の要素から干渉を受けないために、制度上、一定の身分保障が与えられていた。そして、「法の発見」が裁判の核心であるので、検察官や刑事弁護人あるいは民事訴訟の代理人を担当する弁護

士も、法律に関する専門的な能力を備えていなければならなかったのである。

これらの新しい制度の歴史的な意義を理解するには、伝統的な中国の裁判制度を説明する必要がある。君主制の中国では、「父母官」が糾問を担当し、もし申告者あるいは被告が本当のことを言わなければ刑を加えることができた。しかも制度上、人々には賢明有徳な地方官あるいは皇帝の為す裁決を信じるのが期待されたので、人々が「訟師」に協力してもらい訴訟を行うことが認められなかったのである。

もつとも、日本統治時代に台湾で判官を担当した者の身分保障は、日本国内で裁判官を担当した者に比べて差があり、台湾で検察官や弁護士に従事する者への法律に関する専門性の要求も低かった。ここにも、やはり植民地差別的統治という要素が存在していたのである。とはいえ、法院条例によって設けられた台湾総督府法院は一八九六年七月一日から運用を開始し、台湾の人々が近代的な司法制度を経験する端緒となったのである。

台湾史上有名な西来庵事件（一九一五年）に関して、台湾総督府の檔案のなから、次のことを見出すことができる。臨時法院が、総督によって制定された「匪徒刑罰令」に基づき、当該事件の首謀者・余清芳に死刑の判決を下したあと、直ちに検察官は総督に当該死刑判決の執行を伺

い、許可されたということである。<sup>18)</sup> 日本統治時代の刑事事件における判決の執行は検察官が責任を負ったが、死刑の執行に関しては、現在の台湾において法務部長の同意を得なければならぬように、当時も総督の同意を得なければならなかった。日本国内では司法大臣の職権に属すことが、植民地台湾では総督によって行使されていたのである。これらの政府檔案は国家や官吏の視点から事件を見るが、民衆の視点から問いただす必要がある。では、当時の台湾の人々は、これらの新しい近代的な「異制度」をどのように理解し利用していたのであろうか。

一八九六年、日本人が運営していた新聞『台湾新報』に漢文の広告が掲載された。掲載者は陳、游という名前の二名の台湾人で、そこには、刑事事件において「弁護士」小林勝民に弁護を依頼したので無罪の判決を獲得した、と書かれていた。<sup>19)</sup> 清朝統治時代に訟師に依頼することは人目を忍んで行われていたのに対して、日本統治時代に彼らが法律専門家に依頼して訴えを起こしたことを堂々と公然と述べたのは斬新なことだったはずである。もつとも彼らは、これが近代的な司法制度の一部分であるとは知らなかったかもしれない。この広告は、弁護を業とする日本人の小林勝民が自ら掲載したものだろう。この謝辞の傍らには、小林勝民事務所の移転に関する漢文の広告があったからである。また同一紙面上には、別の日本人である中村啓述によ

る漢文の広告があり、「明法局」が「台民」のために訴訟事件を処理した、と書かれていた。

明らかに、これらは日本の法律専門家が台湾人の顧客を積極的に開拓しようとしたものである。もつとも、当時の一般の台湾人は日本語が分からないので、通訳あるいは事務を担当する台湾人を探す必要があった。こうした台湾人事務員は、おそらく清代の訟師であり、地域における人脈や一定の信用を有していたことから訴訟事件に関わったのである。日本統治時代の初期に、或る日本人は、台湾人が弁護士を下級役人であり、弁護士費用を「賄賂」であると見なしていた、と述べている。<sup>20)</sup> 実際、清代において訴訟を起こすには、衙門（法院）で事務処理をしている書記（書吏）や下級役人（差役）に必ずお金を渡していた（一部のお金は、性質上、現在の「手数料」に相当し、全てが現在の「賄賂」の概念に当てはまる訳ではない）。<sup>21)</sup> 当時の台湾人は、お金を渡して衙門で争いごとを解決することに關わる人のなかには、政府部門で事務処理をする人や、依頼者の立場から発言する弁護士が含まれていたと理解していたと言えよう。

この他、台湾総督府檔案のなかには、一九〇二年、「台湾総督府」を被告とする民事事件の判決がある。本件原告は、台湾人の陳という者であり、日本統治当局が自分の土地を使用しているが、その賃料を支払っていないと主張し

た。しかし本件訴訟は、最終的には却下された<sup>(23)</sup>。本件は、日本政府の行為に不満を持つ台湾人が日本人の導入した「異制度」を利用し、日本人弁護士に依頼して彼に代わって抗議させたのである。彼は、日本人弁護士が「被告」欄に台湾の最高統治機関である「台湾総督府」と記入したことに驚いただろう。清代に、人々が台湾道あるいは台湾巡撫衙門を紛争の当事者として臬庁衙門に告訴することは想像し難かった。これは、下の者が上の者に逆らうということであり、元来臬庁は道あるいは巡撫の指揮に従わなければならないのに、どうして道あるいは巡撫を被告とする事件を裁くことができようか。しかしながら新しく導入された近代的な法制度では、人々が民事に関する事柄について国家（法人）を訴えることができ、行政機関の規制を受けない裁判所の裁判官が法律に基づき裁判を行うのである。これは、台湾人にとって新鮮なことであった。

残念なことは、日本が台湾を統治した半世紀のなかで、日本の行政訴訟制度が台湾において施行されなかったことである。台湾の人々（在台日本人を含む）は、行政機関による行政処分に関して、台湾総督府を「被告」とする方法がなかったのである。台湾人は固有の文化のなかに近代的な司法制度が無かったため、行政訴訟を施行しなくても問題は無かった、と言うことはできない。日本の統治後、件数が徐々に増えてきた民事訴訟から、人々は行政機関から

独立した近代的な裁判所を通じて権利・利益を争えることを知るようになった。したがって、植民地台湾の法院に行政訴訟を提起できないことに剥奪感を持っていたのである。

台湾人が近代的な裁判所を利用して行った民事訴訟は、日本統治時代の終結に伴い無くなったわけではない。「台湾総督府法院条例」の内容は、特に一九二七年の改正によって、戦前の日本の「裁判所構成法」と非常に似たものとなった<sup>(24)</sup>。他方で戦後、中国から台湾に移入された中華民国の法院制度は、一九三五年までは日本の「裁判所構成法」を踏襲して制定された「法院編制法」に基づくものであり、一九三五年に施行された「法院組織法」では日本の影響をもともと受けていた司法制度であった<sup>(25)</sup>。戦前と戦後の制度は類似しており、台湾の人々の法院を利用する経験は継続していたのであって、一九四五年に日本による統治が終焉して中華民国によって接収されたことで中断したわけではなかったのである。

### 三 法院内の司法関連職員

台湾総督府が一九一八年に作成した司法行政事務に関する檔案のなかには、興味深い「誓約書」がある。当時、日本の高等文官試験司法科の合格者に対して、「誓約書」に

署名したら、台湾総督府の職員でありながら、司法官試験として日本国内の裁判所に派遣する、とされたのである。もつとも台湾総督府法院が必要な時には、台湾に戻って判官あるいは検察官の職に就かなければならず、そうでなければ、受け取った俸給を台湾総督府に返還しなければならなかった。

「法の発見」を核心とする近代的な裁判所において、裁判官は法律に関する専門的な能力を備えた者がその任に就かなければならない。台湾総督府は、このような裁判所の運営のために十分な法律専門家確保する必要があったのである。戦前の日本では、高等文官試験司法科に合格した者のうち、ごく一部の者には司法官試験に任命される機会があり、最終的には社会的地位が弁護士よりも高い司法官となれた。そこで台湾総督府は、試験となり司法官になれるという好条件を提供することで、試験合格者から台湾で職務に就くという承諾を得ていたのである。この誓約書の存在から、日本統治時代の中期である大正年間に、台湾総督府は法院に必要な法律専門家を確保するために一定の投資をしていたことが明らかになった。条件を優遇しなければ人材が集まらないことは、台湾が大日本帝国のなかで辺境の地にあったことを反映していたのである。

当時「台湾人」と称された福佬人や客家人のなかの、法律を専門とする者が台湾の法院で判官に任命されることは

あったのだろうか。台湾で初めて判官に任命された台湾人は、一九三一年に台湾総督府によって任命された黄炎生である。実際、一九二〇年代にはすでに数名の台湾人が日本国内で判事に任命されていたが、台湾に戻って判官に任命されることは全く無かった。最初の台湾人弁護士は、一九一九年に台北弁護士会に登録した葉清耀である。日本による台湾統治が二〇年余りを経ることで、台湾人は弁護士や判官になったのである。清朝統治時代には、如何なる台湾人も近代的な法学教育を受けることがなかったが、日本統治時代になると、日本語の教育を受けたことにより、日本語で書かれた法学に関する書籍に接触できるようになったからである。七、八名の台湾人が台湾で判官に任命されたことに比べ、台湾人の法律を専門とする者が台湾で検察官に任命されることは無かった。これは、依然として日本の台湾統治当局が台湾人を信じていなかったからである。

しかし日本統治初期、台湾総督府はそれほど積極的に台湾の法院で法律を専門とする者を募集しなかった。一九〇一年に作成された台湾総督府の文書からは、台中県知事が民政長官に報告し、検察官長がこの請求に応じて、警部を台中地方法院の専任の「代理検察官」として派遣しようとしていたことが分かる。日本統治初期と言えども、判官の任用資格を有する者が専門性の求められる検察官を担当しなければならなかった。しかしながら、警察の幹部である



警部が檢察官の職務を代行することが例外的に許された。

法定の資格を有しない行政官吏が司法の活動に直接従事したのである。この例外措置には、当時の台湾總督府の統治のためのコストを節約するという考え方が明らかに示されていた。俸給が比較的高く、おそらく独立志向を有する法律を専門とする者を雇うことで、檢察官に任ずることを全く望まなかったのである。この例から分かることは、日本の植民地統治者が十分な誠意を持って、台湾で近代的な司法制度を推し進めてこなかったということである。

この他に、当時の西歐列強によるアジア、アフリカの植民地の裁判所と同様に、日本人が判官を担当する台湾總督府法院においても、地域の言語に通じている人が通訳を担当する必要があった。一八九八年に、台湾總督は、院長、檢察官長に「内訓」を發し、これらの司法行政指導者に「副通訳の監督」を求めた。

最近、地方の人々が匿名などの方法で、副通訳者のなかに機密を漏洩し、その職務の便宜を図り賄賂を受け取るなどの不法行為を行う者が少なくない、と告発している。匿名の告発や伝聞を軽々しく信じることはできないが、確かに官吏が赴任直後に、懲戒処分により免職されるということもある。このような悪評は、本<sup>(註)</sup>当に人々が関心を持つことなのである。

日本統治初期の法院では、日本人の判官が台湾人の言葉を理解できないことや、日本人通訳が北京語だけを日本語に訳すことができるという問題を解決するため、双通訳制度が採用された。「正通訳」は北京語と日本語に通じていることから、台湾語と北京語に通じている「副通訳」が必要となる。台湾人が担当する副通訳は、言語能力が不足していたり、賄賂を受けて故意に曲解したり、伝達内容が必ずしも信頼できなかった。副通訳を担当する者は清朝統治時代の衙門において北京語と方言を通訳していた人であるため、どうしても当事者からお金を徴収する過去の旧習を踏襲していたのである。

日本統治下の台湾は日本の一部だったので、司法制度について日本のなかに位置付けて比較することができる。台湾總督府檔案から分かるのは、当時の司法事務に関する統計において、内地、台湾、朝鮮という三つの地名が明確に表示されていたことである。一九三三年を例にすると、台湾の法院の数が最も少なく、日本の「区裁判所」に相当する「地方法院単独部及支部」は八か所で、日本の「地方法院」に相当する「地方法院」はわずか三か所である。人口当たりの法院の数も台湾が三者のなかで最も少ない。人口五八五人に一つの地方法院単独部及支部が割当てられているが、日本の二三九人、朝鮮の三九六人に一つの法院が割当てられているのは遥かに及ばなかったのである。<sup>(註)</sup>

台湾には、日本による統治以前に近代的な裁判所は無く、現在のような法院の建築物も無かったので、一八七〇年代から司法制度が創設された日本や、一九一〇年に日本に併合される前にすでに新しい司法制度の創設を自ら推し進めていた朝鮮に比べて数が少なかったのである。日本統治前期の台湾総督府の司法制度の創設に対する消極的な態度が、一九三〇年代前半の台湾において、日本や朝鮮よりも司法制度の創設が遅れた大きな原因だったと言えよう。その後、台湾の二か所の地方法院支部が地方法院に昇格したことから、地方法院の総数は五か所となったが、地方法院単独部及支部は相変わらず八か所であった。<sup>(33)</sup>

#### 四 行政機関による司法制度への介入

日本統治時代に新しく導入された近代的な法院が昔と「異なる」理由は、新たな制度により行政機関と司法機関が分けられ、原則として司法機関だけが裁判に関する責任を負うようになったことにある。日本統治初期の一八九七年、台湾総督は府令で以って、次のように示した。「弁務署」で行っている「民事訴訟の調停」は、「代理人」を利用して出廷してはならない。疾病あるいはその他の事由の場合、親族、<sup>(34)</sup>雇用人あるいは隣人だけが、その代理人となることができる。清朝統治時代における戸籍、婚姻、土

地、金銭貸借に関する事柄は、今日の民事事件に関する事項に相当する。もしこれらについて争うために衙門を訪ねたならば、衙門では常に官吏の主導のもとで、双方に譲歩することが求められた。このような紛争解決方法は、近代法上、和解の達成を目的とする調停手続に実質的に相当する。<sup>(35)</sup>日本の統治当局は、民事法院の負担を軽減しつつ、法院を増やすことを避けるために、地方行政機関が民事に関する調停を行う制度を積極的に推進した。しかも行政官が清代の県官のように全ての調停手続を主導し、代理を業とする法律専門家がそこに関わることを拒絶するために、代理人の利用を禁止すると規定したのである。双方の間一旦和解が成立すれば、法院に訴訟を提起することはできない。これは、行政官が裁判権を有することに等しく、近代法上の行政・司法の分立の原則に反するのである。

しかし、台湾人の近代的な裁判所との接触は、日本の統治当局がそれほど積極的に推進しない状況のもとでも、すでにかなり受け入れられていた。訴訟事件に関する統計から分かるのは、一九一五年から台湾人が民事紛争の解決を国家機関に委ねるようになった時、法院を利用する者は、すでに調停を利用する者よりも多く、最終的には倍になったということである。調停制度の存在は、近代的な法院を利用できるはずの多くの台湾人をなお引き付けていたが、新しい司法制度の利用とは関係なかったのである。<sup>(36)</sup>

同様に制度的な障害として、台湾総督府が採用した犯罪即決制度は、台湾人が近代的な法院と接触する機会を減少させた。台湾総督府は、一九〇四年、律令によって台湾で犯罪即決制度を実施しようとしたとき、本律令案に対する内閣会議の支持を得るために、「理由書」を準備した。ここでは、台湾人が「行政司法分立制度」を理解していないので、軽微な犯罪については、行政部門に属する警察官の即時決定に任せる、とされた。<sup>39)</sup>これは、清朝統治時代の県庁主官が微罪について即断できたことを踏襲したものであるが、実際のところ植民地の警察の権威を強化するものであった。この制度が台湾人の刑事事件に導入されたことにより、法院で処理されるものは少数となった。<sup>40)</sup>こうして一般の人々は、近代司法における法の守護者としての検察官に接することが少なくなり、治安を維持することを職務とする警察官に接することが多くなったのである。

日本統治時代において、高山族は近代的な法院と接触する機会が少なかった。一八九七年に「台湾総督府民政局」が作成した「司法事務」に関する報告では、「生蕃人」への「刑法の適用」について、「撫墾署長の臨機応変な処分に基づき」法院では処理しない、とされた。<sup>39)</sup>日本統治当局は、如何なる外来政権の法律からも干渉を受けたことのない高山族に対して、すぐに近代的な司法制度を実施しなかったことが分かる。近代的な司法制度が最初から実施さ

れていた漢民族や平埔族とは異なっていたのである。

しかし他方で、一九〇〇年の「台南地方法院鳳山出張所」が作成した文書では、「生蕃人」が「是非善悪を弁別することができ、処罰を加える必要がある」と検察官が考え、法院に殺人事件として起訴しようとする場合、台湾総督に許可を求めるとされた。<sup>40)</sup>同年一月の台湾総督による内訓第一号の指示に基づくと、検察官が高山族による刑事事件を起訴するかどうかは、台湾総督の指揮に従わなければならないのである。近代的な司法制度によれば、起訴をするか否かは、検察官の専権事項に属し、行政機関が干渉してはならない。漢民族や平埔族による刑事事件の場合、ごく少数の例外を除き、検察官は総督の指揮を受けないが、高山族による刑事事件の場合だけ、起訴するかどうかは総督の指揮を受けなければならない、行政による介入が許されていたのである。

それでは台湾総督は、高山族によるどのような刑事事件について起訴を許可し、どのような刑事事件について起訴を許可しなかったであろうか。それは、『台湾総督府公文類纂』のなかに掲載されている事件から明らかになる。告訴された「生蕃人」の行為が政府の権威に及ぶものや行が残忍苛酷なものであるならば、日本統治当局は極刑に処すべきであると認識する可能性が高かった。故に、総督は起訴を許可し、法院も刑法の規定に基づき、死刑のよう

な重罰の判決を下すことになる。しかし、台湾総督も高山族の武力を恐れていたことから、彼らの刑事事件については起訴されることがなかった。例えば、一九〇〇年にタイヤル（泰雅）族の村落の住民が樟脳を採取するために蕃地に入った日本人を殺害したという嫌疑をかけられた時に、台北地方法院の検察官長は、その調査証拠も充分に明らかで、被疑者も判断力を有していたので、相当の処分を与えるべきであったが、総督は不起訴の決定をした。もともと、檔案のなかの個別の事件数が非常に少ないので、総督による起訴の可否をめぐり、どのような場合が多いとか、どのくらいの割合を占めるか、について述べることは難しい。

注意すべきは、台湾総督による一九二〇年八月の内訓第五号の規定に基づくと、普通行政区域内に居住する高山族（平地蕃人と称される）による刑事事件の起訴に関しては、総督による指揮・許可を得る必要がなく、判決後に法院が総督に報告するだけでよい、とされたことである。彼らの生活状態、知的水準は漢民族や平埔族の人々とほとんど違いが無かったので、その犯罪についても特別な処置を取る必要が無かったのである。しかも一九一二年に、台湾総督府法院は、高山族の民事事項についての公証事務を許可していた。しかしながら一九二〇年以降も、普通行政区域内に居住する高山族の刑事事件については、近代的な司法

制度によって処理するのではなく、警察機関が依然として高山族の事件に関わり、自ら臨機応変に処分し、先住民族の旧慣を斟酌して処理していたのである。一九四五年に、台湾の法制度が中華民國のものに改められた後、高山族による全ての刑事事件は、一律に近代的な司法制度に基づいて処理されることになった。福佬人、客家人、平埔族とは異なり、大多数の高山族は日本統治時代に徐々に近代的な司法制度に適應していく経験をしなかったのである。

## 五 法律専門家

近代的な司法制度の特色の一つは、官吏ではない法律専門家が裁判に参加し、人々と国家が共に遵守すべき法律に照らして裁判が行われることを確保することである。法律専門家には、一定の公共的性格が備わっているのである。一八九八年、台湾総督府民生局が立案した「訴訟代人規則」（府令）によって、法院内で民事訴訟の代理や刑事弁護に従事することを業とする「訴訟代人」が積極的に管理され始めた。清朝統治時代の親族や雇用人が担当していた訴訟代理人とは異なり、訴訟代人は一定の資格を備えることで、民事訴訟手続において代理人を担当することができることとされた。訴訟代人は、法律に関する専門能力を備えることではじめて、法の発見、法に基づく裁判に関わること

ができたのである。檔案のなかには、総督府が訴訟代人の資格を有することを証明する証書の書式を見ることができ<sup>(46)</sup>る。しかし、この草創期において、訴訟代人を担当する者は、日本法の弁護士資格の規定に合致するか、検定を経る資格を取得しなければならぬとされ、法律に関する専門能力に関する要求が下げられていたのである。このようなものではあったが、訴訟代人制度は、台湾の弁護士制度の起源であるということができよう<sup>(46)</sup>。

一九〇〇年になると、総督府は「台湾弁護士規則」を公布した<sup>(46)</sup>。その内容は日本の弁護士法を準用したものである。総督府の檔案のなかには、台湾弁護士規則に関する律令案を見出すことができる。台湾で施行されなかった条文は、弁護士法第二六条である。日本内地の法律規定は、台湾において直接施行されないが、律令がその内容を明文で準用していれば、実際には台湾法の一部と見做されたのである。これに基づき組織された「弁護士会」は、地方法院の検察官の監督を受けなければならなかった。この後、もともとの訴訟代人を除き、台湾で代理や弁護を業として行う者は、日本法に規定された弁護士資格を有しなければならなくなった。台湾の近代的な司法制度は、形式的には植民地特有の律令として構成されたが、実質的には日本内地の制度と非常に似た内容のものであった。

台湾総督府檔案のなかにある、一九三九年に作られた台

北弁護士会議事録<sup>(48)</sup>からは、日本が台湾を統治して四〇年余り後に、台湾人が台湾弁護士界でかなり重要な地位を占めるようになってきたことが分かる。二二名の出席会員のなかで、名字から明らかに判断できる台湾人は九名であり、あと一名は穎川増福という日本式の名前に改めた台湾人である。台湾人は合計一〇名であり、出席会員の半数近くだったのである。この時の会長は、日本人の長尾景徳であり、副会長は台湾人の呉鴻麒であった。

この議事録に掲載されていた台湾人弁護士のその後の境遇には違いがある。その違いには、日本統治時代に育った台湾の法律家第一世代の悲哀が反映されている。例えば黄際沐は、日本統治時代に中国に行き、汪精衛国民政府のもとで廈門地方法院の検察官を担当した。施炳訓は、戦後の台湾で、国民党が接収した後の地方法院の院長を担当した。呉鴻麒と李瑞漢は、一九四七年に発生した二・二八事件において、国民党政権によって殺害された。陳逸松は、戦後も台湾で弁護士と政界での活動を続け、その後、中国を訪問し中国共産党を頼るようになったが、最終的には、それに失望しアメリカに永住した。

また、一九四二年に制作された台北弁護士会記録<sup>(48)</sup>から、日本統治末期における台湾人の弁護士会での地位を知ることができ<sup>(48)</sup>る。この記録のなかに記載されている、台湾の五つの地方法院の弁護士会が「台湾弁護士会連合会」を準備

するために派遣した出席委員名簿に基づく、台北の七名の委員のうち二名が台湾人で、新竹の二名の委員全てが台湾人で、台中と台南の各二名の委員のうち一名が台湾人で、高雄の一名の委員は台湾人であった。明らかに台湾人弁護士勢力が台湾全土に及んでいたのである。

日本統治時代には、この他に民間人による法律専門家が存在していた。現在の台湾社会にもなお存在している代書業である。台湾の代書業は、日本統治時代には法律上「司法代書人」という名称であった。台湾総督府の檔案のなかには、一九二二年に台湾総督府が日本政府に「司法代書人法」を台湾で施行することを求める文書がある。<sup>50</sup> その結果、一九二三年四月一日から、この法律が台湾で施行されることになった。これ以前の台湾では、日本の司法代書人制度が導入されていたが、台湾人は日本人に付き従う見習いであった。これ以後は、試験に合格することで業務を担当することができるようになったが、合格するのは簡単なことではなかった。<sup>51</sup> そして、一九三五年に日本の司法代書人法が「司法書士法」に改められたことから、代書の法律上の名称も「司法書士」に変更された。

日本統治時代に形成された台湾の代書業であるが、このような役割は戦後の中華民国の法制度のなかには無く、国家法のなかで周縁化されていった（一時的にその存在が承認された）。しかしなお、台湾社会には以前のとおり、そ

の役割が存在し続けたのである。一九八一年に台湾政府は、代書を「土地登記専門代理人」として位置付けようとした。代書の機能を土地に関連する契約書の作成や登記に限定し、日本統治時代の司法書士法に基づく代書が書いた訴状を排除しようとしたのである。弁護士を利用するにも値段が高いので、社会的にはなお代書を招いて訴状を書かせていたのである。二〇〇一年に公布された地政士法によって、翌年四月二四日から土地登記専門代理人は「地政士」と改称された。しかし台湾社会では、今もなお、それを「代書」と呼んでいるのである。<sup>52</sup>

この他に、日本統治時代には民間の公証人が存在した。台湾総督府の檔案のなかには、「公証人が夜間あるいは病床で職務を執行したとき、その費用は本条例の定める金額に一〇分の三を加えたものとする」と明記してある。<sup>53</sup> 現在の台湾のタクシーの深夜料金のようなものである。日本統治前期には、台湾の公証業務は実際のところ法院の書記官が責任を負っていた。日本統治後期に日本の公証人法が台湾で施行されてから、公証人は法院外の法律専門家の一つとなったので、このような費用を加算できる規定が設けられたのである。しかし、漢民族の法律の伝統のなかには、公証人のような役割は無く、当時の公証人の人数は少なく、みな日本人であった。したがって少数の者を除き、<sup>54</sup> 一般の台湾人にとって、この法律専門業務はほとんど見慣れ

ないものだったのである。

## 六 日本統治時代における 台湾人の司法に関わる活動と環境

日本統治時代の法院の檔案のなかでは、日本統治時代における台湾人（在台日本人を含む）と近代的な司法制度との接触に関する様々な状況が多方面にわたって繰り広げられている。とりわけ、「民事訴訟事件簿」と「刑事事件簿」には、日本統治時代の台北、新竹、台中、嘉義などの地方法院で受理された全ての民事事件、刑事事件の当事者や背景、代理人あるいは弁護士、事実の概要、訴訟手続に関わった司法官、審理の結果などが記載されている。これらの事件簿には訴訟の撤回などにより判決として現れてこない事件も含まれているので、当時の訴訟の実態をより広く知ることができる。例えば、どのような人が、どのようなことで法院に行き、どのように法院で処理されたのかといったことには、当時の社会状況が反映されているのである。これは、法律と社会の影響関係を研究するための重要な史料であり、今後十分に活用する必要がある<sup>56)</sup>。

当然、個別の判決によっても、当時の法律と社会を知ることができる。一八九七年の民事事件の判決によると、日本統治初期の治安が良くない時期に、埔里に居住する台湾

人原告が土着の匪賊から逃げるために家を離れた際、日本人被告によって家屋を占有されたので、その返還を請求する訴訟を法院に提起したところ勝訴した<sup>56)</sup>。本件において、総督府法院は日本人に偏ることはなかった。このような態度は、事実上、台湾の統治秩序の安定に資することになったのである。実際のところ、本件のように台湾人が原告、日本人が被告となる民事事件は、日本統治時代には件数が少なかった。おそらく両者の社会的な往来はほとんど無かったことから、訴訟が提起される可能性も低かったであろう。

日本統治時代の法院における民事事件の大部分は、台湾人が台湾人を訴えるものであった<sup>57)</sup>。例えば、一八九九年、台中地方法院での強制執行の手続に関する事件が挙げられる。原告、被告共に台湾人であり、隣人であるが、日本統治初期に日本人が設けた新たな法院に訴え、日本人弁護士の協力のもと、漢民族の伝統のなかに無い民事執行制度を利用したのである<sup>58)</sup>。

平埔族も近代的な法院を利用して、お互いの民事紛争を解決した。一八九七年の埔里社地方法院における一頭の水牛をめぐる民事紛争の判決には、原告の姓が「毒」であることが示されている<sup>59)</sup>。二〇〇七年の新聞によると、平埔族であるらしい<sup>60)</sup>。そして被告の姓は「潘」であり、埔里に住んでいたので平埔族である。清朝統治末期に衙門に助けを

求めた漢民族化した平埔族のことが知られているが、日本統治時代になると、新たな「法院」と呼ばれる衙門に行き続けたのである。

日本統治時代の法院の檔案のなかには、「非訟事件決定原本」がある。そのなかの一九〇五年に作成された決定において、台湾人による近代的な会社の運営がすでに百年を超えていることが実証された。台湾人が資金を集めて設けた「株式会社彰化銀行」は、当時の日本の商法第一二四条の規定に基づき、法院に会社設立に関連する事務を監督する「検査役」の選任を請求した。これにより、台中地方法院は非訟事件手続に基づき決定を行った。日本統治時代の台湾で称された「株式会社」とは、現在の台湾で称される「股份有限公司」のことであり、西欧に起源を有する近代的な資本主義経済の法律制度の一つなのである。

これまで、台湾人の新たな制度を学ぶ能力に注目してきたが、過去の日本統治時代の様々な現象について、「抗日」を前提として解釈するという方法を改めて検討しなければならぬだろう。一人ひとり、一つひとつの現象に必ず「抗日」が前提としてあるのではなく、日本人が持ち込んだ新たな制度にメリットがあるならば、それを必ずしも排斥しなかったのである。

また、日本統治後に導入された紛争解決に関する「異制度」によって、既存の社会的観念は動揺し始めていた。例

えば、女性の法律上の地位である。一八九六年、日本統治時代の法院の民事事件の判決によると、原告は「氏」と称されていたことから、女性であることが分かる。清朝統治時代、女性は「道理をわきまえていない」と認識されていたので、女性の代わりに男性が衙門に行かなければならなかった。本件において、この台湾人女性は男性の手を借りず、自ら法院に行き、原告として法廷で弁論を行い、勝訴したのである。

このような法院による裁判以外の業務は、当時の台湾における女性の生活とかなり密接な関係があった。日本統治時代のかなり多くの「公正証書」には、当時の人々が締結した契約書が収録されている。例えば、日本の女性が台湾に送られて風俗業に従事するという特殊な契約もあった。一九一二年に作成され、法院により公証された「金銭貸借及び娼妓稼業契約」には、ある日本人が台湾で娼妓業に従事している別の日本人女性に三二〇元を「貸す」ことが記されていた。そして、この日本人女性が台湾で「雇用」されて娼妓として従事した四年後、貸借の債務は消滅するとされたのである。<sup>(64)</sup>

女性が自ら訴訟を行うこと、台湾で娼妓になることのほか、檔案のなかには興味深い「妻登記簿」がある。<sup>(65)</sup> このような登記簿がある理由は、次のとおりである。日本民法は、親族編と相続編を除き、一九二三年から台湾で施行さ



れた。日本民法(総則編)第一四条の規定に基づき、妻は行為能力が制限された者となり、次の行為には夫の許可を得なければならなかった。すなわち、元本を領収し又は之を利用すること(第一二条第一項第一号)、借財又は保証を為すこと(同条同項第二号)、不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為を為すこと(同条同項第三号)、訴訟行為を為すこと(同条同項第四号)、贈与、和解又は仲裁合意を為すこと(同条同項第五号)、相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割を為すこと(同条同項第六号)、贈与若しくは遺贈を承諾し又は之を拒絶すること(第一四条第一項第二号)、身体に羈絆を受くべき契約を為すこと(同条同項第三号)である。これらに関する夫の許可を妻登記簿のなかに記載しなければならなかったのである。皮肉なことに、当時の台湾人の親族に関する事項は慣習法(大正一一年勅令第四〇七号第五条)に基づくので、妾の存在を許すだけでなく、妾には日本民法上の妻に関する規定が適用されないので、夫の許可を得る必要がなく先の行為を行うことができた。「妻は妾に及ばなかった」ということができよう。台湾女性史が次第に重視されるようになってきた現在、日本統治時代の法院の檔案から当時の台湾における女性の生活状況を知ることができるのである。

他方で、近代国家における刑事法の特色は刑罰権が国家

に独占されており、如何なる者も刑罰による制裁に関する権力を有することが許されていないということである。日本統治時代の法院の檔案のなかには、「毆打創傷」によって刑罰が科される判決が下された例などを見ることができ<sup>67</sup>。これらの比較的軽微な犯罪は、清朝統治時代の地方衙門では通常処理されず、地域社会あるいは民間の指導者によって処罰させるか、放任されていた。しかし日本の統治当局は、近代国家が刑罰権を独占する制度に基づき、如何なる者も口出しすることを許さなかった。しかし、近代的な法院がこれらの軽微な犯罪を裁判したならば、日本の統治当局の統治コストが高くなるきらいがあったので、台湾総督府は、一九〇四年に警察部門が軽微な犯罪を即決する制度(日本の警察機関による違警罪の即決とは異なる)を創設したのである。その結果、日本統治時代の台湾で多数を占める刑事事件は、警察官が判断して決定することになった。これらは、日本統治時代の法院の檔案のなかに現れることがなかったのである。

日本統治時代の法院の檔案のなかには、日本人が刑事被告人となった例(日本人警察官を含む)を見ることができ<sup>68</sup>。一八九六年の刑事事件の判決では、被告人は日本人警察官であり、法院は職務に乗じて民衆を脅かし金銭を受け取ったと認定して刑罰を科す判決を下した。日本統治の初期に台湾に來た日本人は、機会を利用して金銭を得ようと

する者が少なくなかったようである。このことは、本件から証明することができよう。もともと法院の檔案から、法院がその他の者の犯行を隠蔽していたか否かを知ることができる方法はない。

「警察専制」のもとにあった日本統治時代の台湾において、弁護士は、法に基づく裁判を行う近代的な法院で、どのくらい警察力を牽制することができたのだろうか。例えば、日本統治時代の法院の檔案のなかには、一九二五年の「私訴判決」がある。本件では、台湾人警察官が殺人の嫌疑で求刑され、有期懲役の判決が下されたが、これに付帯する民事訴訟において、被害者の遺族である原告が民事上の損害賠償を請求した、というものである。原告の代理人を担当した弁護士の蔡伯汾は台湾人であり、もう一人の代理人に就任した弁護士の鄭松筠も台湾人であり、一九二〇年代の台湾の民主化運動にも参加していた。「人権弁護士」は、早くもこの時期にすでに現れていたものであり、台湾における弁護士の地位を高めていたことが分かるのである。

日本が台湾で植民統治を行う過程において「法に基づく統治」という名目で、法院が政治的に反抗する者あるいは異議を唱える者を弾圧するといった様々な悪行を行っていたことは、日本統治時代の法院の檔案のなかに残っている。日本による台湾統治史において、ややもすれば死刑

となり、最も残酷であると批判されてきた匪徒罪は、日本統治時代初期の法院の檔案のなかに常に見られた。これらの裁判記録は、現在の研究者だからこそ当時の運用状況を偏りなく理解することができよう。国民党政権のもとでの台湾の歴史教材は、これまで日本統治者のいう「土匪」を「抗日英雄」に喜んで代えてきた。匪徒刑罰令第一条の「匪徒罪」の構成要件は、「何等ノ目的ヲ問ハス暴行又ハ脅迫ヲ以テ其目的ヲ達スル為多衆結合スル」ことである。条文上、匪徒罪を構成するには「政治的反抗」の意図（主観的な目的）を備えている必要はないので、非政治的な盗賊による多くの強奪が、匪徒罪に触れると判断される可能性があった。当時の法院は、どのようにして匪徒罪に該当すると判断したのであるか。日本統治時代の法院の檔案のなかに答えを探すことができる。

日本統治時代の台中地方法院の匪徒刑罰令に関する刑事事件の判決に基づく研究は、次のように指摘する。(1) 匪徒罪と強盗罪の区別は容易でないが、法院は法定刑の非常に厳しい匪徒罪の構成要件について、限定的な解釈を採用し、いわゆる「多数者の結合」であると認識していた。一時的・衝動的な犯罪の結合ではなく、「緊密な団体」でなければならぬので、数名の強盗犯は「緊密な団体」と称するには不十分であり、匪徒罪を構成しない。匪徒刑罰令の施行後、検察官が強盗罪で起訴し、法官が匪徒罪として

判決を下したのは一二件だが（訴盜判匪）、検察官が匪徒罪として起訴し、法官が強盜罪として判決を下したのは九三件に達した（訴匪判盜）。更に注意すべきは、(2) 匪徒罪として判決を下された者の犯行の大多数が抗日とは無関係で、大多数の被害者が台湾人である、ということである。一八九八年から一九一〇年までの間に、台中地方法院が匪徒罪として判決を下した事件は、一〇八九件であった。法院によって認定された犯罪事実としては、「單純武装反抗」すなわち「植民地当局に直接関連する」ものが一六七件（一五・三三％）、「非武装反抗」すなわち「個人の法益の純粹な侵害で日本当局と直接関連しない」ものが八二二件（七五・四八％）、「複合的な犯行」すなわち「單純武装反抗と非武装反抗を含む」ものが一〇〇件（九・一八％）である。匪徒罪として判決を下された者の約四分の三は、政治と無関係の盜賊なのである。また、『台湾總督府統計書』の一九〇〇年から一九〇二年までの「土匪被害事件」のデータによると、台中地区の被害者は合計七六六人で、そのうち台湾人が七〇八人（九二・四二％）、日本人が五八人（七・五七％）であった。この統計は警察が認定した匪徒罪を基準としており、その一部の事件は最終的に法院によって匪徒罪を構成するものではないと認定された。こうした食い違いを考慮しても、匪徒罪の被害者の大多数は台湾人だったといえることができる。

以上の分析に基づくと、日本の統治当局が政治的に反抗する者を極力「匪徒」と見做して糾弾しようとした時には、それを一般的な盜賊とすることで、その反抗行為の正当性を弱めることを意図していた場合と、逆に、非難可能性が必ずしも高くない一般的な盜賊についても極刑を併科しようとしていた場合とがある、ということが出来る。したがって、法院によって匪徒罪の判決が下された者を一律に「抗日英雄」として見做すならば、史実を歪曲することになる。もっとも、日本統治時代の法院の檔案が歴史的事実を明らかにするのに大きな役割を果たしていることは分かるが、以下に述べるような限界もある。

日本統治時代後期において、政治に異議を唱えた多くの台湾人のなかで、台湾共産党の党員は注意すべき存在であった。日本統治時代の法院の檔案のなかには、一九三一年の台湾總督府による台湾共産党の取締に関する判決がある<sup>(7)</sup>。しかし、法院の判決に記載された事実は、「真実」なのであるか。日本による統治の秩序を維持する法院が法律を適用するという視点から認定し、判決を下したことは、全て真実である。しかし、一般的な社会的事実から見ると、当時、一体何が起きたのであろうか。法律の条文の拘束を受ける法院の判決だけでは、社会的事実の存否あるいは真偽を知ることができない。ましてや近代的な司法制度では、法定の手續を経ることで認定された事実は真実で

あると正当化されるのである。ある程度は、「神」のみが「真実」とは何であるかを知ることができるということに承認するよりほかない。したがって、現在の歴史研究者は、公的な史料のほか、民間の史料からも、歴史的事実とは何かを解釈して、総合的に検討し判断する必要がある。

## おわりに

本稿では、日本の統治当局の関連檔案を通じて、東アジアには伝統的に無かった近代的な司法制度が如何にして導入され、台湾の人々の社会生活にどのくらい影響を及ぼしたのかを具体的に論じてきた。今、台湾の日本統治時代における近代的な司法制度との接触の経験を振り返ることは、単に歴史の現場に立ち返るということだけではなく、それによって現在の台湾の法社会を理解することができるのである。戦後の国民党政権が導入した中華民國の司法制度は、日本統治時代にもとともと施行されていた司法制度と非常に似ていた。したがって、戦後初期に民国期の中国から来た司法従事者の多くは文化的にも觀念的にも日本統治時代の司法従事者とは異なっていたが、台湾の人々は、日本統治時代に形成され利用してきた法院をめぐる経験を継承することができたのである。

戦後台湾と日本統治時代とは、一九九〇年代から国会を

全面的に改選し、総統を直接選挙し、そして大法官が違憲審査権を発揮し権力を抑制均衡することで、外来の中華民國の法制度を自由・民主・法治を目的とする新たな台湾法に改めてきたという点に違いがある。もともと中国から持ち込まれた国家権力を守る傾向を有する司法のメカニズムを「司法は人々のために存在する」ということを強調するものに変えてきたのである。しかしながら、民衆は伝統的な司法觀念を変えていないようである。すなわち、調べ、裁き、執行する権力を一身に集めている「包青天」が正義をもたらすことを期待し、逆に法定の適正な手続で裁判の公正性を確保することを気にも留めていないのである。歴史を振り返ると、「手続的正義」を確保し事実を認定することで、適法な裁判を行うと理解されている近代的な司法制度は、日本統治時代に台湾に導入されてから現在に至るまでわずか一一〇年余り、権力を有する政府が人々を管理する道具であると思いつままれてきた。したがって、このような西洋に由来する近代的な司法制度に適應するために、台湾社会にはもう少し時間が必要なのである。

〔付記〕本稿の一部の内容は、二〇〇六年七月一二日、「台湾における「日本統治期法院檔案」の内容及びその研究」として、東京大学東洋文化研究所主催の「台湾における日本統治期裁判所文書」研究会で発表した。そして二〇〇八年

六月二七日、「台湾と近代司法の接触——台湾総督府檔案及び日治法院檔案を例として」を、名城大学法学部主催の「法文化研究の視点から「近代」を問う日台交流国際研究会」で発表した。「多源的かつ多元的」という論点を補充した後、二〇〇八年九月二七日に「台湾法の多源性から日本統治時期における近代司法との接触を論ずる」として、国立中央図書館台湾分館の「台湾学系列講座」で発表した。その後、論文として、蔡美蓓編『台湾学系列講座專輯(二)』(台北県・国立中央図書館台湾分館、二〇〇九年)三三三—三三五頁に収録された。

## 注

〈1〉 本稿の言う「台湾法」とは、台湾で施行されている全ての法律を指す。議論の範囲は、法規範体系上、中国／中華民国の一部、日本の一部と見做される台湾の法律を含むものとする。台湾法に関する三種類の定義方法については、後藤武秀『台湾法の歴史と思想』(法律文化社、二〇〇九年)五—七頁、高見澤磨・鈴木賢『中国にとって法とは何か——統治の道具から市民の権利へ』(岩波書店、二〇一〇年)六四—六五頁参照。この百年の間に台湾が日本と中国の二つの外来の法と法律家の支配を受けたことに関しては、鈴木賢「外来法支配の終焉——法律家の変容に着目して」『アジア遊学』四八号(二〇〇三年)五四—六六頁参照。

〈2〉 国民党政權の言う「日据時代」には、非合法的「占領」という意味の評価が含まれている。しかし実際のところ、中国は国際法に基づき条約でいつて台湾に対する主権を日本に移転したのである。また、漢民族ではない滿州族が建てた清朝について、国民党は滿州族を現在の中国を構成する民族の一部であると見做している。清朝による台湾の統治を「清据」とは称していない。台湾の人々の立場から考えると、日本も清朝も共に外来政權であり、かつて統治された歴史的事実を表すために、本稿では「日本統治時代」「清朝統治時代」と称する。

〈3〉 周婉窈(石川豪・中西美貴訳)『図説 台湾の歴史』(平凡社、二〇〇七年)一一三—一四一頁参照。

〈4〉 台湾の先住民族の「平埔族」は、まずオランダに統治され、次に鄭氏によって清朝の統治に組み込まれ、次第に漢民族に同化していった。漢民族はそれを「熟番」と称し、清朝から引き継ぎ平埔族を統治した日本も「熟番」と称した。また、台湾の先住民族の「高山族」は、日本が台湾を統治した時に、その統治に組み込まれた。漢民族はそれを「生番」と称し、日本も初めから「生蕃」あるいは「蕃人」と称し、後に「高砂族」と改称された。戦後台湾の中華民国の法制度はそれを「山胞」と称し、一九九〇年代後期に至って「原住民族」(先住民族)と改称された。現在の中華民国の法制度のもとで認定された先住民族は一四民族であり、そのうち二〇〇二年に追加されたクワン族(噶瑪蘭族)は平埔族として分類されていた。

〈5〉一九四九年の年末に、中華民国政府は中華人民共和国政府によって中国大陸を追われて、台湾に移転し、現在まで続いている。したがって、現在の台湾の正式な国号は「中華民国」が用いられている。

〈6〉オランダ人は一六二四年から一六六二年まで台湾本島を支配し、性質的には前近代に属する「オランダローマ法」を施行した。王泰升『台湾法律史概論』第三版（台北：元照出版、二〇〇九年）一三二―一三八頁参照。

〈7〉この図は、それぞれの法文化が現在の台湾法に対して影響を及ぼしていることを特に示したものである。王泰升『具有法律思維的法学——結合台湾法律社會史與法律論証』（台北：元照出版、二〇一〇年）三九―六二頁参照。

〈8〉これに関する一般的な記述としては、王泰升（松田美恵子訳）「台湾の法文化のなかの日本の要素——司法の側面を例として」『名城法学』五八巻四号（二〇〇九年）四五一―四四頁参照。

〈9〉近代法を運用することで統治を行う「異制度統治」の性格は当初の限定的なものから普遍的なものとなっていくので、五〇年にわたる日本統治時代の台湾法史は、時期を分けて観察する必要がある。王泰升（後藤武秀・宮畑加奈子訳）『日本統治時期台湾の法改革』（東洋大学アジア文化研究所、二〇一〇年）七四―九五頁、後藤前掲注（一）書、七一―一三頁参照。

〈10〉近代日本法と半世紀にわたる接触を経験したことにより、台湾人の法意識に生じた変化については、王泰升（黄

詩淳訳）「日本支配期における台湾人の法意識の転換——台湾法と日本法との融合」『北大法学論集』五九巻二号（二〇〇八年）三六五―三九六頁参照。

〈11〉「台湾総督府檔案」は、もともと台湾総督府官房文書課の大書庫内に収蔵されていた。そのなかで最も重要なものは、「台湾総督府公文類纂」永久保存書冊六七八巻、一五年保存書冊三二二六巻である。詳しい内容については、中央研究院台湾史研究所ホームページ（<http://sotokufu.sinica.edu.tw/sotokufu/>）の「台湾総督府公文類纂查詢系統一（中央研究院・国史館台湾文獻館共同作成）」で調べることができる。

〈12〉日治法院檔案は、現在までのところ、台北、新竹、台中、嘉義の四か所の地方法院に保存されていた日本統治時代の各種の司法文書を収録したものであり、一八九五年から一九四五年にわたる日本統治時代五〇年の台湾の法院の運用状況を示したものである。台湾大学法律学院と台湾大学図書館が共同で作成した日治法院檔案資料庫で調べたい方は、台湾大学図書館ホームページ（[http://rcra.lib.ntu.edu.tw/rcra\\_develop/](http://rcra.lib.ntu.edu.tw/rcra_develop/)）の説明を参照のこと。なお日本統治時代の司法文書のごく一部は、この資料庫にまだ収録されていない。日治法院檔案の発見の経緯、その学術研究上の意義については、王泰升（阿部由里香訳）「日治法院檔案の整理と研究」同編『跨界的日治法院檔案研究』（台北：元照出版、二〇〇九年）三七―八二頁、王泰升（松平徳仁訳）「旧台湾総督府法院司法文書の保存と利用」林屋礼

二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』（信山社、二〇〇三年）四二六―四四一頁参照。

〈13〉「台湾総督府法院条例発布ノ件」台湾総督府公文類纂、一八九六年、永久保存、第二門官規官職、官制類。

〈14〉律令制度に関する議論については、外務省条約局『台湾の委任立法制度（外地法制誌 第三部の一）』（一九五九年、復刻版・文生書院、一九九〇年）七―八三頁参照。

〈15〉山中永之佑編『新・日本近代法論』（法律文化社、二〇〇五年）五七頁参照。

〈16〉王前掲注〈6〉書、四九一五〇、二二四―二二六、二三―一頁参照。

〈17〉筆者は、この日を台湾の「司法節」とすべきであると主張する。この日を記念すべき理由は、日本による台湾統治を偲ぶことにあるのではなく、国家の主人公としての多くの台湾の人々の法律に関する経験の起源を遡り、「司法は民の為にある」「民を主とする」といった理念を明らかに示すためにある。日本統治時代の司法制度と、その運用に関する詳しい議論は、王前掲注〈9〉書、一一九―二〇一頁、後藤前掲注〈1〉書、三八―五五頁参照。

〈18〉「余清芳死刑、同上、同院」台湾総督府公文類纂、一九一五年、永久保存第四八卷、第六門司法、刑事類。

〈19〉『台湾新報』一八九六年一月二六日、第一面。

〈20〉一八九八年に高等法院検察官が台湾総督に提出した請訓書のなかに、訴訟代理人が設けた出張事務所には「書生を管理する許可が無い」ことが書かれていた。伝統的な中

国の文人は、衙門での訴訟に関わることを好まなかったの  
で、これを業とする清朝統治時代の訟師、おそらく現地の  
者に認められた能力を有する者が役所における訴訟を処理  
することを願っていた。王泰升・曾文亮『二十世紀台北律  
師公会会史』（台北：台北律師公会、二〇〇五年）一八―  
一九頁参照。

〈21〉Yosuburo Takekoshi, *Japanese Rule in Formosa*, trans. George Braithwaite (London: Longmans, Green, and Co., 1907), pp. 192-193 参照。

〈22〉戴炎輝『清代台湾之郷治』（台北：聯経出版、一九七九年）六二六、六三三、六三七、六五九、七〇四頁参照。

〈23〉「原告陳○○被告台湾総督府児玉源太郎ニ係ル地基銀請求訴訟事件ノ件」台湾総督府公文類纂、一九〇三年、永久保存、第二六門司法、雑類。本件判決の結果が公平であるか否かは、具体的に事実を証明することができないことから、判断する方法が無い。しかし当時の台湾人の法律観念と日本の国家法との間には落差があったと想像できるので、敗訴した台湾人は、法院が示した判決理由に対して恐らく納得することができなかっただろう。

〈24〉王前掲注〈9〉書、一一九―一二九頁参照。

〈25〉王泰升「清末及民国時代中国與西式法院の初次接触——以法院制度及其設置為中心」『中研院法学期刊』第一期（二〇〇七年）一一六、一二四、一三八―一四〇頁参照。

〈26〉「司法官試補ノ採用判官檢察官ニ転任ノ件」台湾総督府公文類纂、一九一八年、一五年保存第三三卷、第六門司

法、第八類雜。

〈27〉「黃炎生（任法院判官、俸給、勤務）」台湾總督府公文類纂、一九三一年二月、「高等官進退原議」類。

〈28〉葉清耀は、一九一八年に弁護士試験に合格し、一九一九年に台北弁護士会に加入した。しかし翌年、台中地方法院に登録を変更した。王ほか前掲注〈20〉書、七一頁参照。

〈29〉王前掲注〈9〉書、一四九—一五三頁参照。

〈30〉「警部ヲシテ専任檢察官代理ノ職務ニ従事セシムル件 台中県知事へ回答」台湾總督府公文類纂、一九〇一年、永久保存、第一六門司法、雜類。

〈31〉「副通訳監督方ニ付法院長檢察長ニ内訓（内訓第五四号）」台湾總督府公文類纂、一八九八年、永久保存、第二門官規官職、進退類。

〈32〉「治安維持法改正ニ伴フ法院職員増員ノ件」台湾總督府公文類纂、一九三三年、「官制改正ニ関スルモノ」類。

〈33〉王前掲注〈9〉書、一四一—一四三頁参照。

〈34〉「民事訴訟ニ代人ヲ禁ス（府令第六〇号）」台湾總督府公文類纂、一八九七年、永久保存、第一六門司法、民事類。

〈35〉淡新檔案には、通常、差役が各関係者と共に調停を行っていたことが見られる。王前掲注〈6〉書、七〇頁参照。たとえ県庁主官が下した実質的な判断だとしても、紛争当事者に「証文に基づくこと」、すなわち当該判断に対して同意しなければならぬことを要求した。他方、近代的な法院において法官が訴えに基づき行う裁判とは、論理的に、一般の規範としての法律に基づく行為であるので、

紛争当事者の同意の有無を問わず、それに対して拘束力が当然に発生する。これに対して、調停手続によって得られた解決方法は、紛争当事者が同意することが必要である。伝統的な中国において県官が民事紛争に対して下す判断についても、一種の「調停」が行われていたと言うことができよう。滋賀秀三（范倫・王亜新訳）「清代訴訟制度之民事法源的概括性考察——情、理、法」王亜新・梁治平編『明清時期的民事審判與民間契約』（北京：法律出版社、一九九八年）二二頁参照。

〈36〉王前掲注〈9〉書、一六八—一七八頁参照。

〈37〉「犯罪即決ニ関スル律令ノ件」台湾總督府公文類纂、一九〇四年、「犯罪即決ニ関スルモノ」類。一九〇四年に公布された「犯罪及決例」（律令）と、その後の改正については、外務省条約局『律令総覧（外地法制誌 第三部の二）』（一九六〇年、復刻版：文生書院、一九九〇年）一七五—一七七頁参照。

〈38〉詳細については、王前掲注〈9〉書、一七九—一八四頁参照。

〈39〉「司法事務、生番ニ対シ刑法適用方諮問ノ件」台湾總督府公文類纂、一八九七年、永久保存、第四門文書、報告類。

〈40〉「生番人吧浪浪ニ対シ強盜殺人被告事件起訴方台南地方法院へ檢察官司令」台湾總督府公文類纂、一九〇〇年、永久保存、第一六門司法、刑事類。

〈41〉王泰升「日治時期高山族原住民族的現代法治初体験——以關於惡行的制裁為中心」『台大法学論叢』四〇卷一



期(二〇一一年)四〇一四七頁参照。

〈42〉「審人ノ犯罪事件ニ関シ内訓通達(各法院検察局)」台湾総督府公文類纂、一九二〇年(一九二〇一〇七—一〇二)、永久保存、第六門司法、刑事、四。

〈43〉王前掲注〈41〉論文、五〇一—五二頁参照。

〈44〉「訴訟代人免許状書式」台湾総督府公文類纂、一八九八年、永久保存、第四門文書、公文規程類。

〈45〉王ほか前掲注〈20〉書、六一七、二〇頁参照。

〈46〉当時の条文上の用語は「依用」であるが、その大体の意味は現在言うところの「準用」である。「台湾弁護士規則」およびその後の「台湾弁護士令」の条文は、外務省前掲注〈37〉書、一四三—一四四頁参照。

〈47〉「各地方法院毎ニ弁護士会ヲ組織シ其会則ヲ締結セシムル件内訓」台湾総督府公文類纂、一九〇〇年、永久保存、第四門文書、「覆審法院檢察官長訓令、内達等報告」類。

〈48〉「台北弁護士会通常総会開催ノ件」台湾総督府公文類纂、一九三九年、「台湾弁護士会総会集會則等ニ関スルモノ」類。

〈49〉「台湾弁護士会聯合会設立認可ノ件(告示第二二二二号)」台湾総督府公文類纂、一九三九年、一五年保存卷、司法門、雑類。

〈50〉「司法代書人法ヲ台湾ニ施行ノ件(勅令第四一四号)」台湾総督府公文類纂、一九二二年、司法門、退隠料扶助料類。

〈51〉『代書筆、商人風——百歳人瑞孫江准先生訪問記録』

(台北・遠流出版、二〇〇八年)五一—五四頁参照。

〈52〉王前掲注〈6〉書、二三五—二三七頁参照。

〈53〉「公証人手数料規則制定ノ件(府令第四四号)」台湾総督府公文類纂、一九二七年、司法門、雑類。

〈54〉日本統治時代の法院の檔案によると、公証制度を利用した者の大多数は台湾人であるが、台湾人社会全体のなかではなお少数に属する。

〈55〉筆者は、過去に不動産売買に関する契約書の活用について、日本統治時代の法律と社会生活の間の関係を調べたが、当時はまだ日本統治時代の法院の檔案を活用することができなかった。王泰升(鈴木賢訳)「台湾における法文化の変遷——不動産売買を素材として」『北大法学論集』五四卷六号(二〇〇四年)二二五—二二八頁参照。

〈56〉司法院司法行政編『百年司法——司法、歴史的人文対話』(台北・司法院、二〇〇六年)六五頁。

〈57〉具体的なデータは、台湾総督府が毎年出版してきた『台湾総督府統計書』で参照することができる。この他に、王前掲注〈9〉書、一九六頁、注142参照。

〈58〉司法院前掲注〈56〉書、六九頁。

〈59〉二〇〇七年一月八日の「中時電子報」によると、呉志明記者は嘉義に行き、珍しい名前である毒錦坤を訪ねた。彼の高祖父は平埔族の頭目であり、清朝統治時代に埔里で通訳をしており、曾祖父の毒坤煌の世代の時に台南の麻豆に一家で転居した。本件原告の毒という名の者は、埔里社地方法院に提訴したということを踏まえると、毒錦坤の高祖父である可能性が極めて高い。

〔60〕 司法院前掲注〔56〕書、六六頁。

〔61〕 同右、七〇頁。

〔62〕 台湾の現行公司法第一四六条の股份有限公司の設立に關する手続のなかに「検査人」の規定があるが、戦前の日本の商法第一二四条の「検査役」の選任を裁判所に請求することができるとする規定と同じではない。

〔63〕 司法院前掲注〔56〕書、六四頁。

〔64〕 同右、七一頁。

〔65〕 同右、同頁。

〔66〕 台湾女性史入門編纂委員会編『台湾女性史入門』（人文書院、二〇〇八年）、野村鮎子・成田靜香編『台湾女性研究の挑戦』（人文書院、二〇一〇年）参照。

〔67〕 例えば司法院前掲注〔56〕書、六七頁。

〔68〕 同右、同頁。

〔69〕 同右、六二頁。

〔70〕 しかし、日本による台湾統治の初期に、常に使用されていたのは軍事的暴力による政治的反抗者の鎮圧であつて、法院が法に基づき政治犯を審理することではなかつた。王泰昇（鈴木敬夫訳）「植民地下台湾の弾圧と抵抗」『札幌学院法学』二二卷一号（二〇〇四年）二三二頁、王泰昇（阿部由里香訳）「日本の植民地統治と台湾人の政治的抵抗文化」笹川紀勝・金勝一・内藤光博編『日本の植民地支配の実態と過去の清算——東アジアの平和と共生に向けて』（風行社、二〇一〇年）一一一—一二二頁参照。

〔71〕 匪徒罪について規定する「匪徒刑罰令」の内容について

ては、後藤前掲注〔1〕書、五八一—六一頁参照。

〔72〕 これまでの文献の回顧と評論として、劉彦君「強盜或抗日——以日治法院判決中的「匪徒」為核心」（台湾大学法律系修士論文、二〇〇六年）一一—四頁参照。

〔73〕 以下の記述については、同右、五二—八二頁参照。

〔74〕 司法院前掲注〔56〕書、六三頁。

〔75〕 王泰昇「台湾憲法的故事——從「旧日本」與「旧中国」蛻變而成「新台湾」同「台湾法的世紀變革」（台北・元照出版、二〇〇五年）二八—三一頁、後藤前掲注〔1〕書、八七—一四頁。